

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 10 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 67 号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩手県港湾施設管理条例（昭和 40 年岩手県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																													
<p>(使用の許可)</p> <p>第 7 条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 廃油処理施設</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 廃油処理施設の使用が、次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p><u>ア 廃油がビルジ（船底にたまった油性混合物をいう。以下同じ。）以外のものであるとき。</u></p> <p><u>イ 天災その他やむを得ない理由により廃油処理上支障があるとき。</u></p>		<p>(使用の許可)</p> <p>第 7 条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>																													
別表第 1 使用料（第 12 条関係）		別表第 1 使用料（第 12 条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上屋</td> <td>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、<u>当該合計額にくん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を加えた額</u>）とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)～(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>野積場及び陸上貯木場</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		港湾施設	金額	[略]		上屋	1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、 <u>当該合計額にくん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を加えた額</u> ）とする。		(1)～(3) [略]	野積場及び陸上貯木場	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上屋</td> <td>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、<u>くん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては 1 日までごとにコンセント 1 口ごとに 2,589 円及び電気料金を当該合計額に加えた額</u>）とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)～(3) [略]</td> </tr> <tr> <td>野積場</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装したもの</th> <th>コンテナ専用以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		港湾施設	金額	[略]		上屋	1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、 <u>くん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては 1 日までごとにコンセント 1 口ごとに 2,589 円及び電気料金を当該合計額に加えた額</u> ）とする。		(1)～(3) [略]	野積場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装したもの</th> <th>コンテナ専用以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	舗装したもの	コンテナ専用以外のもの		1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。		(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u>		(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで
港湾施設	金額																														
[略]																															
上屋	1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、 <u>当該合計額にくん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を加えた額</u> ）とする。																														
	(1)～(3) [略]																														
野積場及び陸上貯木場	[略]																														
港湾施設	金額																														
[略]																															
上屋	1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額（くん蒸設備を使用する場合にあっては、 <u>くん蒸する貨物の取扱量 1 トンまでごとに 136 円 50 銭を、冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては 1 日までごとにコンセント 1 口ごとに 2,589 円及び電気料金を当該合計額に加えた額</u> ）とする。																														
	(1)～(3) [略]																														
野積場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装したもの</th> <th>コンテナ専用以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで</td> </tr> </tbody> </table>	舗装したもの	コンテナ専用以外のもの		1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。		(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u>		(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで																						
舗装したもの	コンテナ専用以外のもの																														
	1 平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。																														
	(1) 使用日数 15 日までは、1 日までごとに <u>3 円 15 銭</u>																														
	(2) 使用日数 15 日を超え 30 日まで																														

					は、 <u>超過日数1日までごとに</u> <u>3円78銭</u> (3) <u>使用日数30日を超えるときは、</u> <u>超過日数1日までごとに 4円41銭</u>
				コンテナ専用	<u>1日までごとに、次の区分により計算した金額の合計額(冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合にあっては、1日までごとにコンセント1口ごとに 2,589円及び電気料金を当該合計額に加えた額)とする。</u> (1) <u>長さが20フィート以下のコンテナ 1個ごとに 50円</u> (2) <u>長さが20フィートを超えるコンテナ 1個ごとに 100円</u>
				舗装しないもの	<u>1平方メートルまでごとに、次の区分により計算した金額の合計額とする。</u> (1) <u>使用日数15日までは、1日までごとに 1円58銭</u> (2) <u>使用日数15日を超え30日まで</u> <u>は、超過日数1日までごとに</u> <u>2円36銭</u> (3) <u>使用日数30日を超えるときは、</u> <u>超過日数1日までごとに 3円15銭</u>
			陸上貯木場	[略]	[略]
		船舶のための給水施設	[略]		[略]
		廃油処理施設	<u>ビルジ処理1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。</u> (1) <u>執務時間内 1,575円</u> <u>(外航船舶にあっては、1,500円)</u> (2) <u>執務時間外 2,047円50銭</u> <u>(外航船舶にあっては、1,950円)</u>		
		備考	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

第2条 岩手県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 使用料 (第12条関係)		別表第1 使用料 (第12条関係)	
港湾施設	金額	港湾施設	金額
[略]		[略]	

野積場	舗装したもの	[略]	[略]
		コンテナ専用	1日までごとに、次の区分により計算した金額の合計額(冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合には、1日までごとにコンセント1口ごとに2,589円及び電気料金を当該合計額に加えた額)とする。  (1)・(2) [略]
		[略]	
[略]			

備考 [略]

野積場	舗装したもの	[略]	[略]
		コンテナ専用	1日までごとに次の区分により計算した金額の合計額(冷凍コンテナ用コンセント設備を使用する場合には、1日までごとにコンセント1口ごとに2,589円及び電気料金を当該合計額に加えた額)並びに荷役機械用コンセント設備を使用する場合にあっては、1月までごとに95,000円及び電気料金とする。  (1)・(2) [略]
		[略]	
[略]			

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して30日を経過した日から、第2条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。